

令和5年度
日高管内地方税滞納整理機構
財務書類
(統一的な基準)

第1 日高管内地方税滞納整理機構の財務書類の公表について

1 統一的な基準での財務書類の作成

日高管内地方税滞納整理機構では、総務省の要請に基づき平成27年1月に公表された地方公会計マニュアルの統一基準により、平成28年度決算分から新公会計制度における財務4表を作成しています。

2 作成基準

作成基準日は、令和6年3月31日（令和5年度末）です。令和6年4月1日から令和6年5月31日までの出納整理期間（年度末までに処理できなかった未収未払を処理する期間）の収支は、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

3 作成対象とする範囲

一般会計を対象としています。

第2 日高管内地方税滞納整理機構の財務書類

1 貸借対照表…基準日時点の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）

を示したものの。略称：BS（Balance Sheet）

2 行政コスト計算書…一会計期間中の費用・収益の取引高を表示したもの。

略称：PL（Profit and Loss statement）

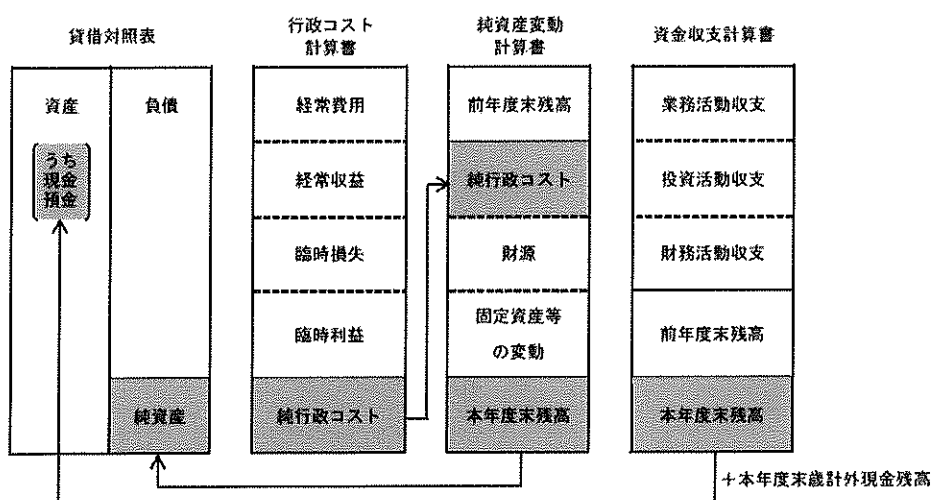
3 純資産変動計算書…一会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を

示したもの。略称：NW（Net Worth statement）

4 資金収支計算書…一会計期間中の現金の受払いを3つの区分で表示した

もの。略称：CF（Cash Flow statement）

参照：財務書類4表構成の相互関係



- ① 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ② 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。
- ③ 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。